

【現代システム科学域教育福祉学類に関する FAQ】

教育福祉学類について

Q1：教育福祉学類では何が学べますか。

A1：教育福祉学とは、生涯にわたる支援と、人びとの生活および発達の包括的保障にかかわる学問です。本学類では、人の成長と発展を軸にした教育・福祉・保育に関する知を体系的に学ぶことができるよう、充実したカリキュラムを組んでいます。

本学類での学びにはふたつの大きな特長があります。ひとつは、学際的思考を獲得できること。本学類では、ソーシャルワーク的観点に立脚した保育、教育マインドのある社会福祉など、それぞれの学問分野をまたぐ思考を身につけることができます。もうひとつは、他者と協働し、問題解決をはかる力を生み出す思考を獲得できること、です。こんにちの社会問題や人びとの生活問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、異なる立場、異なる視点を持った他者と連帯し、相互性を高めていくような学びが大切と考えています。

詳しくは教育福祉学類の[ホームページ](#)をご参照ください。

Q2：入学してからの進路変更はできますか。

A2：転学部、転学類の制度はありますので、一定の要件を充足することで進路変更は可能です。

学びについて

Q3：教育福祉学類の教育について、他の教育学部との違いは何ですか。

A3：他の教育学部では、主として学校教育を対象として、教員養成のための授業や教科教育についての研究をしています。教育福祉学類では、学校教育の範囲に限らず、子育てや家庭の問題、既存の学校以外の場での学び（オルタナティブ教育）、地域での学び（社会教育、生涯学習）や国際教育についても学べます。一生を通じた、人生を豊かにするための学びについて、幅広く深く学ぶことができます。

Q4：教育福祉学類で実施している海外スタディツアー（科目「教育福祉国際インターンシップ」）について詳しく知りたいです。

A4：ニュージーランド、韓国等の東アジアなど毎年複数か所の1週間から10日間のスタディツアーがあります。科目としては、ツアーに参加し事前の準備、終了後の報告会などすべて課題をこなし教育福祉国際インターンシップとして単位になります。また、学域では、タイ、カンボジア、ベトナム、スロベニア等も予定されています。教育福祉学類のホームページ「[在学生・卒業生の声](#)」もご参照ください。

Q5：教育福祉学類独自の留学制度はありますか。

A5：独自の留学制度はありませんが、海外スタディツアー（科目「教育福祉国際インターンシップ」）という短期の海外研修がいくつかあります。

Q6：実際に教育福祉学類に在籍している学生で、何人くらい留学していますか。

A6：長期留学中の学生を含め、例年2～3名が留学しています。短期留学は、学年は様々ですが、海外スタディツアーの参加者を含めると年間20～30名です。

Q7：年次が上がると、「福祉系・子ども家庭系」と「教育系」の学修領域は、完全に分離してどちらかを勉強する形になるのか、それとも最後までどちらも複合的に勉強できるのでしょうか。

A7：最後まで複合的に勉強できます。履修すべき科目や実習など多くなりますが、複数の資格をとることも可能です。

Q8：障がい者です。入学後の履修上の配慮について教えてください。

A8：障がい学生（障がいの種別は問いません）のための全学的な相談・支援の窓口として、アクセシビリティセンターがあります。アクセシビリティセンターでは専任のコーディネーターが、また各部局にはアクセシビリティ支援委員の先生が配置されていて、サポートを必要とする学生の修学における相談、支援方法の提案や支援者の派遣などを協力しながら行なっています。具体的には授業中のノート（パソコン）テイク、移動支援、周囲の学生や教員等とのコミュニケーション支援などですが、必要な配慮・支援については個別の相談によって決定します。そこで知り得た個人情報、支援の目的以外には用いませのでお気軽にご利用ください。合理的配慮、環境整備の具体的内容については、[アクセシビリティセンターのホームページ](#)をご参照ください。

進路について

Q9：卒業生はどんなところで働いていますか。就職状況はどうですか。

A9：卒業生の就職状況は良好です。公務員、医療・福祉分野、教員の他、民間企業に就職する人も多いです。詳しくは、教育福祉学類のホームページ（[教育福祉学類の魅力](#)）をご参照ください。

Q10：人とかかわる仕事がしたいです。教育関係の進路を希望していますが、どんな仕事につけますか。

A10：公立学校（中学校、高校）の教員、また、私立学校の教員、オルタナティブ・スクールの教員（スタッフ）、教育関連の企業（教材会社や進学塾など）に就職する卒業生も多くいます。教員免許を取得して学校の教員になる、という以外にも、教育福祉学類で学んだ教育学的な視点をもって、教育に関わるさまざまな分野で活躍しています。

入試について

Q11：障がい者特別選抜について教えてください。

A11：教育福祉学類では、障がい者特別選抜は実施しません。

すべての入試・選抜において、受験時に配慮や支援が必要な人には、事前にご相談の上で、必要な配慮や支援を実施しています。障がい等の種類や症状、具体的に必要な配慮等について、事前に入試課にご連絡ください。

Q12：「学校推薦型選抜」と「総合型選抜」について教えてください。

A12：「学校推薦型選抜」では、高等学校における基礎学力や論理的な思考力、社会的活動に関する意欲や経験などについて、小論文、志望理由書等にもとづく面接、出願書類（志望理由書、調査書、出身学校長の推薦書）によって総合的に評価します。現役の高校3年生のみが出願できます。出願に際しては高校長の推薦書が必要です。なお、大阪府内の高校からは1校につき2名まで、大阪府外の高校からは1校につき1名しか出願できないので注意してください。募集人員は9名です。

「総合型選抜」は、既卒者でも出願できます。出願資格の詳細は募集要項をご参照ください。「総合型選抜」では、高等学校における基礎学力や論理的な思考力、社会的活動に関する意欲や経験などについて、小論文、志望理由書等にもとづく面接、出願書類（志願者を客観的に知る立場にある人の推薦書、志望理由書、自己評価書、学習計画書）によって総合的に評価します。募集人員は6名です。

Q13：編入学試験について教えてください。

A13：教育福祉学類では編入学試験は実施いたしません。

資格について

Q14：社会福祉士の資格を取りたいのですが、教育福祉学類は子ども・高齢者・障がい者など、誰のケアに重点を置いているのですか？

A14：社会福祉士は、児童福祉や高齢者福祉など、社会福祉に関する幅広い専門知識が求められます。本学類においても、児童福祉施設、高齢者施設、障がい者施設、公的福祉機関（児童相談所、福祉事務所）、病院、社会福祉協議会など、多様な施設・機関で実習が可能となっています。ある特定の分野のみに特化しているわけではありません。

学類全体としては、社会福祉士だけでなく、保育士、教員免許等の資格にも対応できるように教員を配置しています。社会福祉の多様な領域、障がい領域・乳幼児から青年中期・高齢期の人間形成領域に強いといえると思います。

Q15：医療福祉系分野の実習はどういったところに行っているのですか。

A15：病院において、社会福祉士の実習が行われています。なお、病院における実習を経験して社会福祉士の資格をとり、MSW（メディカル・ソーシャルワーカー）として活躍する先輩がいます。

Q16：教育福祉学類において取得可能な教員資格について教えてください。

A16：中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）という2種類の教員免許状を取得することができます。

Q17：社会福祉士はどのような資格ですか。どのような履修ができますか。

A17：社会福祉士は、社会的な理由から生活上の困難をもつ人たちに対して相談業務等を通して支援をおこないますが、その仕事为国家資格化されています。大学で得ることができるのは、国家試験を受けるための受験資格です。そして、本学類では、厚生労働省が定める、受験資格を得るためのカリキュラムが用意されています。社会福祉士として仕事をおこなうために必要な考え方や知識を身につけるための講義科目に加えて、支援に必要な技術を身につけるための演習科目や実習科目を履修し、受験資格を得ます。

Q18：社会福祉士の実習について教えてください。

A18：社会福祉の現場（施設・機関）で、実習指導者（施設・機関の職員）の指導を受けながら、2年生で60時間（約8日間）の「社会福祉実習1」を履修し、3年生で180時間（約23日間）の「社会福祉実習2」を履修します。また、大学においてそういった実習のための事前指導と事後指導がおこなわれます（「社会福祉実習指導1」、「社会福祉実習指導2」）。事前指導においては、実習に必要な考えや知識を身につけ、事後指導においては、実習において学んだことを整理し、学びを深めます。

Q19：社会福祉士・保育士・教職のうち複数の資格を取ろうとした場合、実習が重なってしまうことはありませんか。

A19：実習が重ならないように調整しています。ただし、夏休みに社会福祉士の実習と保育士の実習をおこなう場合、夏休みだけで実習を終えることが難しく、後期の授業期間に実習をおこなうこともあります。

Q20：資格コースを決めるタイミングはいつですか。

A20：社会福祉実習を履修する前までに、社会福祉士の資格を取るかどうかを決めるのが望ましいと考えます。なぜなら、将来社会福祉士として仕事や活動をおこなうつもりがないのに実習科目を履修することは、実習先の利用者や職員にとって、そして、おそらく本人にとってもよくないからです。具体的には、2年次に「社会福祉実習1」「社会福祉実習指導1」という通年科目が配当されていますので、1年生のうちに、社会福祉士の資格を取るかどうかを決めるのがよいでしょう。

資格を取るつもりがなかった人が、それ以降に取得を目指す場合、入学後4年間の受験資格取得が不可能となることもありますので注意してください。

Q21：SSW（スクールソーシャルワーカー）の資格について教えてください。どのような履修ができますか。

A21：SSWは独立した国家資格ではなく、ソーシャルワークの分野で共通の基盤となる社会福祉士の資格にプラスして、教育部門に特化したものとして設けられています。基本は、社会福祉士の資格を取得して初めて得られる「SSW教育課程の修了証」の発行をもって取得できます。

今、国はSSWを全国の中学校区に1人配置する方向で動いています。「子ども家庭福祉論」や「精神保健学」、教職課程科目からの複数科目（教育心理や特別支援など）をベースにSSW概論や演習と実習関連の科目があります。4年生でSSW実習に行きます。教職課程の教育実習と時期が重ならないように調整しています。同じように、学校へ実習に行きますが、全く視点が違うことがわかり、両方を経験することはどちらの職業に就くにも大変有意義です。

Q22：児童福祉司になるにはどうすればよいですか。カウンセラーとの違いは何ですか。

A22：児童福祉司は国家資格ではなく任用資格ですので、社会福祉士の国家資格を取得して公務員になり、児童相談所等に任命されたときに、その仕事をつかさどる職務として効力を発揮するものです。

児童福祉司とSSWの違いについて説明すると、児童福祉司は、地方自治体福祉部署に採用され、児童相談所や福祉課の児童相談部門等児童福祉現場で勤務します。SSWは、文部科学省の必要条件に社会福祉士の資格やSSW教育課程の修了が挙げられています。ただし、採用は各地方自治体教育委員会となるため、自治体によって必要条件是異なります。各教育委員会に採用され、学校に配置や派遣されます。SSWは正規職員としての採用がまだ少ないです。児童福祉司もSSWも社会福祉の価値や原理を基本に、問題解決のために、個別にも対象者だけでなく様々な環境に働きかけますが、個別事例のみでなく問題改善のために組織や他機関にも働きかけます。

カウンセラーは、公認心理師、臨床心理士の資格が必要で、本学類では取得できません。個別に働きかけ、かつ心の問題を扱います。対象者は同じでもアプローチ方法が違います。社会福祉士が活躍する福祉機関、学校、医療機関各所にカウンセラーも働いていますが、視点やアプローチ方法が違います。

Q23：幼稚園教諭・保育教諭の資格はとれますか。

A23：幼稚園教諭免許状は取得することができません。「保育教諭」も、保育士資格と幼稚園教諭免許状の2つを持っていることが要件ですので、本学の卒業後すぐに「保育教諭」として働くことはできません。したがって、「保育教諭」を採用要件としている施設（特に幼保連携型認定こども園）への就職は難しい状況です。どの資格を要件としているかについては、各自治体や施設・法人によっても異なりますので、具体的な希望施設などがある場合には一度確認してみてください。

Q24：保育士養成課程について教えてください。

A24：本学類には保育士資格を取得するためのカリキュラムが用意されており、保育士資格に必要な科目の単位を修得することで、卒業と同時に資格を取得することができます。科目の中には、保育士として必要な考え方や知識を身につけるための講義科目に加えて、保育に必要な技術を身につけるための演習科目や実習科目があります。

なお、実習科目は3科目あり、2年生の春休みに「保育実習1A」（保育所等において80時間）、3年生の夏休みに「保育実習1B」（保育所等以外の児童福祉施設において80時間）、3年生の春休みに「保育実習2」（保育所等において80時間）を履修することになります。

また、演習科目の中でピアノを用いる場面もありますが、一人ひとりのレベルに合わせた個別レッスン形式で行います。実習においても、必ずピアノを弾かねばならないといったことはありません。保育士としては、音楽的表現を活用した保育ができることが重要であり、その方法は必ずしもピアノとは限りませんので、ご安心ください。

Q25：保育士資格を生かした就職先はどのようなものがありますか。

A25：公立・民間の保育所（園）、児童養護施設や自立支援施設等の社会的養護にかかわる施設、児童発達支援センターなどの障がい児支援にかかわる施設などに就職することができます。また、保育士の資格は必要ではありませんが、保育士について学んだ学生が、地方公務員（児童相談所の児童福祉司、ケースワーカー、一般行政職など）として就職することもあります。たとえば、児童相談所の児童福祉司として働く際にも、児童相談所が持つ一時保護所に勤務し、まさに保育士機能を活かす仕事もありますし、保育士養成課程の中で子どもの発達や保育の様子、保護者支援に関する理解を深めているため、保育所等と連携した支援を行いやすくなると考えます。